

重要事項説明書
訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービス

訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスの提供にあたり、重要事項を以下の通り説明致します。

1. 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 YUA
代表者氏名	代表取締役 杉森 勝志
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	〒930-0962 富山県富山市長江本町 18 番 1 号 TEL: (076) 464-6817 FAX: (076) 411-6477

2. 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーションなないろ
介護保険指定 事業者番号	1660190362
事業所所在地	〒930-0962 富山県富山市長江本町 18 番 1 号
連絡先 相談担当者名	TEL: (076) 464-6817 FAX: (076) 411-6477 管理者 毛利 裕子
事業所の通常の 事業の実施地域	東部・山室地域

3. ご利用事業者の従業員の職種、員数及び勤務形態

看護師（正看護師）が常勤で 5 名以上 勤務しています。

4. ご利用営業所の営業日

営業日：月曜日～金曜日 営業時間：9：00～17：00

土・日・祝日、8 月 13 日～16 日、12 月 30 日～1 月 3 日はお休みさせていただきます。

但し、利用者様の希望に応じて 24 時間対応可能な体制を整えています。

5. ご利用の個人情報の取扱いについて

個人情報を正確かつ安全に取り扱うために、厚生労働省のガイドラインに基づき適切な管理に努めています。

6. (介護予防) 訪問看護サービスの内容

- ・訪問看護（又は介護予防訪問看護）は、病状が安定期にある利用者様について、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「訪問看護職員」といいます。）がそのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者様の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

7. 利用料及びその他の費用

(1) 利用者負担金

- ・介護給付サービス及び介護予防給付サービスの適応がある場合は、料金表のサービス費の1割～3割が利用者負担になります。ただし、介護保険の適応がない場合や介護保険での給付の範囲を超えたサービスは、全額が利用者の負担になります。適用の場合でも、保険料の滞納などにより、保険給付が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦介護保険適用外の場合の料金を頂き、サービス提供請求書を発行いたします。サービス提供請求書を後日、関係市町村の窓口に出し、差額の払い戻しを受けることができます。

(2) 料金表；別表参照

- ※「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」及び「サービス提供体制強化加算」については、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の算定対象外とする。

(3) 自費料金

- ・ご利用者宅で、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気、電話代、介護用品、衛生管理用品等の費用はご利用者の負担になります。
- ・その他事業所で定めた自費サービスを特別に契約することも可能です。

(4) 費用の支払い

- 請求日： 料金は月末にまとめ、翌月の10日前後に請求書をお渡しします。
- 支払方法： 口座からのお引き落とし（手数料は事業所負担）又は希望に応じて現金での集金となります。
- 支払日： 引き落としの場合は毎月17日前後、現金での場合は希望日入金の確認後領収書を発行いたします。

8. キャンセル料

- 利用当日にサービスの提供をキャンセルした場合は、以下の通りキャンセル料をいただきます。ただし、利用者様、ご家族様の体調や容態の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセル料：一律2000円。（全額自己負担となります。）

9. 事故発生時の対応

- ① 訪問看護の提供により、事故が発生した場合は、利用者様の家族・主治医・居宅介護支援事業者・市町村等の連絡を行い、必要な措置賠償を行います。
- ② 賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行ないます。
- ③ 事故が発生した場合、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

10. 緊急時における対応方法

看護師等は訪問看護実施中に、利用者様の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。主治医への連絡が困難な場合には、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとします。然るべき処置を行った際には、速やかに管理者及び主治医に連絡します。

11. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	毛利 裕子
-------------	-------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

12. ハラスメント対策について

ハラスメントとは、本人の意図に関係なく他者に対する言動によって相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不安や脅威や不利益を与えたりするような嫌がらせやいじめのことである。

管理者はスタッフが一人で抱え込まないようにこまめに声掛けし、必要時には個別の面談を行う。その際には本人のプライバシー保護に十分に努める。

＜ハラスメント防止策＞

職場におけるパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するために、事業主が必ず講ずべき措置として、主に以下の措置が厚生労働大臣の指針に定められている。

- (1) 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発
- (2) 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- (3) 職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応
- (4) 併せて講ずべき措置（プライバシー保護、不利益取扱いの禁止等）

13. 相談窓口、苦情対応

利用者様からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者様の要望、苦情等に対し迅速に対応します。

苦情の内容等について記録し、その完結日から 5 年間保存します。

- ・受付担当者及び解決責任者は以下の通りとなります。

受付担当者：訪問看護ステーションなないろ	管理者：毛利 裕子	076-464-6817
解決責任者：株式会社 YUA	事務長：山本 紘嗣	076-493-7716

- ・サービスに関する相談や苦情については、次の窓口でも対応いたします。

富山市介護保険課	富山市新桜町 7-38	076-443-2041
国民健康保険団体連合会	富山市下野宇豆田 995-3 県市町村会館内	076-431-9827
富山県福祉サービス運営適正化委員会	富山市安住町 5-21 社会福祉協議会内	076-432-3280